

今、再び罪について考える……原罪論をめぐる奇妙な沈黙¹
—この沈黙は何か、そしてその帰結は？—

鈴木 浩

お招きをいただいたルーテル学院大学ルター研究所の鈴木です。

わたしはずっと前から「罪」の問題に深い関心を抱いて来ました。わたしはアメリカのルーサー・ノースウェスタン神学校という学校が最終学歴ですが、そこで書いた学位論文（1993年）のタイトルは、*The Doctrine of Original Sin ……Its Historical Essentials and Doctrinal Essence*（『原罪論……その歴史的要因と教理的本質』）というものでした。その準備段階で、指導教師のカール・ヴォルツ博士と相談していたときに、「パスター鈴木、このタイトルで行きましょう。このタイトルだけで論文はパスしたのも同然でしょう。いまどき大まじめに『原罪』を論じる人はあなただけですから」とヴォルツ博士は言われたものでした。わたしは、「これは、ずっと気掛かりだった問題で、この際、取りあえずの結論を出したいと思ってきました」と答えました。実際、原罪論は「過去の遺物」になっているというのが、実情でした。

実は、わたしはそれに先だってルーテル学院大学の紀要『テオロギア・ディアコニア』に『義認論の危機』というタイトルの論文を寄稿していました。どういうわけか……あるいは、あたりまえか……「義認論一本」のわが教会（日本福音ルーテル教会）で、真面目に読んで、反応してくれたのは、先輩の牧師

¹ 本稿は、2015年6月15日（月）にお茶の水クリスチャンセンターにおいて開催された、日本福音主義神学会東部部会春期研究会における講演に基づいている。

の中でただ一人だけでした。それだけでなく、同じ年度ではありませんが、同じ紀要に『原罪論の擁護』という論文も寄稿しました。アウグスティヌスの原罪論をそのまま受け入れるという趣旨ではなく、彼が原罪論の中で「意図したこと」は、再解釈しなければならないとしても、真剣に受けとめねばならない、という趣旨の論文でした。そうでなければ、義認論はかつての輝きを失う、という危機感を持っていたのです。なぜなら、義認論の力強さは、罪認識の深さに正確に比例しているからです。

繰り返しになりますが、「罪」、とりわけ「原罪」へのわたしの拘りには、理由がありました。一言で言えばこういうことです……プロテスタント教会の「統一戦線綱領」とも言うべき「義認論」に、現在、深刻な陰りが起きている。そして、その原因は、義認の教理の裏面の教理、つまり、原罪論が沈黙を強いられているからである……一言で言えば、ここに究極的な原因があると思われるのです。言い換えれば、義認論と原罪論とは、同一のコインの裏表なのです。ですから、その片面が……この場合には原罪論ですが……失われれば、もう一方が損なわれるのは、当然と言えば、当然の成り行きなのです。

教理史の大家ヤロスラフ・ペリカンは、彼の「ライフワーク」とも言うべき『キリスト教の伝統』(The Christian Tradition)の第四巻、『教会と教義の改革』(The Reformation of Church and Dogma)の中で、「義認の教理の前提は、アウグスティヌスの人間論の強固な再主張であった」(鈴木浩訳、教文館、2007年、253頁)と指摘しています。「アウグスティヌスの人間論」とは、彼の「原罪論」のことであり、「強固な再主張」とは、骨抜きにされていた原罪論がルターによって再主張(再解釈)され、更に強化されたことを意味しています。原罪論は、歴史的にも教理的構造の上でも、義認論の大前提なのです。

ルターと言えば、宗教改革の歴史的出発点となった『九五箇条の提題』(1517年10月)があまりにも有名ですが、ルターは、教理的にも歴史的にもはるかに重要な箇条書きの文書を同じ年の9月に公表しています。それが、一般に『九七箇条の提題』と呼ばれている文書です。正式のタイトルは『スコラ神学を論駁する討論』と言います。このほとんど知られていない文書は、教理的には、その内容はともかく少なくともその名前だけは誰もが知っている『九

五箇条』よりも、はるかに重要なのです。なぜなら、1525年の『奴隷意志論』でくわしく論じられる「意志の奴隷状態」(*servum arbitrium*)が、明確に主張されているからです。箇条書きのその文書は、次のように始まっています。

- 一 異端者に反対して語っている時、アウグスティヌスには誇張があると言うことは、アウグスティヌスがほとんどどこでも嘘をついていた、と言うことに等しい。
- 二 それは、ペラギウス主義者たちとすべての異端者に勝ちを得させる機会、それどころか勝利そのものを与えることと同じである。
- 三 また、それは教会の博士たちの権威が、すべて誤りだと説くのと同じである。
- 四 したがって、悪い木となった人間は、悪を意志し、悪を行うことしかできないというのは、真実である。
- 五 自由意志が二つの対立物(善と悪)のどちらをも選ぶことができるというのは、偽りである。それどころか、反対に(意志は)自由ではなく、(罪に)拘束されている。
- 六 意志は本性上、自らを正しい命令に合致させることができるということは、偽りである。
- 七 そうではなく、神の恵みがなければ、意志は必然的に、醜く・悪い行為を選ぶ。

ルターはこのように、はっきりと「意志の奴隷状態」を明らかにします。つまり、人間は悪いことしか考えないし、悪いことしか行わない、というのです。ルターは、1525年の年末に、その前年にロッテルダムのエラスムスが書いた

『自由意志論』を反駁した大著、『奴隷意志論』を書くことになりませんが、それに先だって、すでに 1517 年 9 月に書いた『スコラ神学を論駁する討論』の冒頭部分で、『奴隷意志論』の中心的主張を先取りしていたのです。

「意志の奴隷状態」、それは、アウグスティヌスの原罪論の強化を意味しています。アウグスティヌスは、人間の自由意志に関して非常に微妙な語り方をしていました。人間の中の「神の像」は……そして、その中心にあったのが自由意志ですが……原罪によっていちじるしく傷付いてしまった。だから、人間の意志は「自ら進んで善を選択する」力はもはやないが、「自ら進んで悪を選択する」程度の自由はまだ残っている。アウグスティヌスは、要約するとこのように主張したのです。

しかし、アウグスティヌスに従えば、人間の意志は一貫して悪を選択する以外にはないのですから、事実上 (*de facto*)、意志の自由はありません。つまり、アウグスティヌスは「名目的には」(*de jure*) 自由意志を認めるのですが、「実質的には」(*de facto*) 自由意志を認めないのです。この「曖昧さ」、あるいは(アウグスティヌスには申し訳ありませんが) この「詭弁」が、アウグスティヌスの原罪論にはつきまとっていたのです。

アウグスティヌスが、最後まで人間には自由意志があると言い張ったのには、無論、理由がありました。自由意志を全面的に否定すれば、人間の倫理的責任を問うことができなくなるからです。なぜなら、その場合には、すべてが必然性によって生起することになるからです。

ルターは、この曖昧さを徹底的に解消しました。彼は、実質的にも (*de facto*)、名目的にも (*de jure*)、意志の自由を否定したのです。それが、『九七箇条の提題』の冒頭に置かれた一連の箇条書きでしたし、より本格的には、1525 年の『奴隷意志論』でした。ペリカンが、「義認の教理の前提は、アウグスティヌスの人間論の強固な再主張であった」(傍点、鈴木) と言っているのは、そのことを指しています。「義認論の神学者」ルターは、ですから、まずもって「原罪論の神学者」だったのです。

原罪論

それでは、アウグスティヌスの原罪論は具体的にはどのようなものだったのでしょうか。そして、それをルターがどう「強化した」のでしょうか。それが問題です。

しかし、それに先立って、原罪論が義認論の前提になっていることの傍証を、アウグスティヌスのような原罪論をついに持たなかった東方神学の立場から見てみたいと思います。20 世紀になって、東方神学の伝統を広く世界に紹介する上で、最も大きな貢献をした東方神学者の一人、1992 年に若くして(享年 66 歳で) 死亡したジョン・メイエンドルフには、『ビザンティン神学』(*Byzantine Theology*) という名著があります(初版 1974 年、第二版 1979 年、改訂第二版 1983 年、日本語版、鈴木浩訳、新教出版社、2009 年)。彼はその中で、「ビザンティン神学は、ローマ書とガラテヤ書の中で表明されたパウロの義認論に意義ある洗練化を行わなかった」(251 頁、傍点は鈴木) と書いています。つまり、東方神学の伝統には、教理として整えられた義認論がなかった、と言っているのです。理由は、義認論の前提だった原罪論が東方にはなかったからです。それどころか、その救済論において最後まで人間の「意志の自由」に拘った東方神学の伝統からすれば、「意志の自由」を事実上 (*de facto*) 否定したアウグスティヌスも、名実共に (*de facto et de iure*) 否定したルターはなおのこと、控え目に言っても、共に「異端すれすれ」ということになるでしょう。

その代わりに、東方の伝統は救済論の実質を「義認の教理」の中にまとめた西方と対照的に、「神化の教理」で救いの内実を明らかにしたのです。「神化」(テオーシス、テオポイエーシス) とは、「人間が神になる」という意味ですから、危険な匂いが漂っていますが……明治神宮では明治天皇が神となっていて、乃木神社では乃木将軍が神となって祀られている日本では、なおのこと非常に危険な響きがありますが……一言で言えば、「神の像」としての「本来の人間性の回復」のことを意味しています。被造物として死すべき運命にある人間が、本来の姿である「神の像」を回復するためには、死すべき被造物としての限界

を超越・突破して、「神の本性に参与する」（口語訳「神の性質にあずかる」II ペトロ 1:4、言い換えれば、被造物としての限界を突破する）必要があります。それが「神化」なのです。

だから、救済論の内実は大筋で、西方では「義認の教理」（絶えざる罪の赦し）であり、東方では「神化の教理」（永遠の命の獲得）だと指摘することができます。非常に対照的ですが、二つの伝統が、それぞれの救済論を教理化する際に依拠した典拠本文は、驚いたことに同じでした。それが、ローマ書 5 章 12 節です。

このようなわけで、一人の人によって罪が世に入り、罪によって死が入り込んだように、死はすべての人に及んだのです（新共同訳、傍点は鈴木）。

パウロはここで、「アダムの罪によって（原因）罪が世に入り（結果）、罪によって（原因）死が入り込んだ（結果）」と言っています。「原因と結果」の連鎖です。西方は、人間の現状を理解する際に（つまり、人間論を形成する際に）、「最初の原因」に注目し、東方は、「最終結果」に注目して、それぞれ、それに対処する「処方箋」、つまり「救済論」を構築した、と見ることができます。その結果が、「義認の教理」（絶えざる罪の赦し）と「神化の教理」（永遠の命）だった、と言えるでしょう。

さて、西方の教理的伝統を形成したアウグスティヌスの原罪論の内実ですが、その「構成要因」は、先に指摘した拙論の結論に従えば、次のようになります。

一 嬰兒に原罪がある証拠としての嬰兒洗礼

まだ罪を犯す意志も行為も不可能な嬰兒に洗礼が授けられるのは、嬰兒にはアダムから受け継がれた原罪があるからである。これは、アウグスティヌスが原罪論を唱える際の重要な論拠の一つとなった。東西の教会で神学的正当化を伴わずに嬰兒洗礼が行われるようになったのは、嬰兒死亡率の高さがその理由であった。「洗礼を受けずに死んでしまったら、天国に行けないのではないか」という不安が、その背後にあった。しかし、原罪論が確立されると、今度は逆に原罪論が嬰兒洗

礼の根拠とされるようになった。5 世紀以降、東西の教会では洗礼と言えば「嬰兒洗礼」のことであった。

日本の教会では、「幼児洗礼」という言い方が普通であるが、これは、初代教会と（事実上）初代教会の段階にある日本の教会の特殊事情からである。日本では、一つの家族がそろって洗礼を受ける場合、当然ながら、そこには「子供」がいる。初代教会の場合もそうであった。5 歳の子どももいるし、7 歳の子どももいる。だから「幼児の洗礼」なのである。しかし、その時代を通り過ぎると、（東方でも西方でも）誰もが教会員という時代が来る。そうになると、「生まれてすぐ」の洗礼が通常の形態になる。生まれたのが 15 世紀終わりのルターも、生まれた翌日に洗礼を受けた。事実上、誰もがそうであった。だから「幼児洗礼」ではなく「嬰兒洗礼」だったのである。その結果、自分の洗礼の記憶がある人は、中世ヨーロッパには一人もいなかった。そうなれば、信仰的自覚の最初の一步は、（堅信の sacrament 後の）「初階餐」となり、ミサ（聖体拝領）が、一番重要な sacrament と考えられるようになった。初代教会でも、今の日本でも、「洗礼」が圧倒的な意義を持っているのと極めて対照的である。

二 キリストには罪がない証拠としての処女降誕

キリストは「汚れなき処女」マリアから、男性の関与なく生まれていたので、アダムからすべての人に伝搬された原罪には汚染されなかった。しかし、当初は無邪気にそのように思われていたのだが、マリアその人が（原罪を受け継いだ両親から）その原罪を受け継いでいたら、この論拠はすぐに破綻する。しかし、西方教会はそれに気づくのにずいぶんと時間がかかった。その結果、ローマ・カトリック教会は、ようやく近代になって「マリアの無原罪の懐胎の教理」（つまり、マリアが原罪なくして生まれた、という教理）を教義決定するよう強いられることになった（なんと、1854 年、ピウス九世『イネファビリス・デウス』によってである）。

三 *Locus actionis peccati* (罪の働く場) としての情欲

原罪は情欲そのものではないが、原罪は情欲という形で現実化し、猛威を振るう。アウグスティヌスはそんなことは言わないでもいいのに、「自分の夢精」の話もする。若いときから情欲の猛威を彼自身、何度も体験していたからである。

四 受動的な受容から積極的な参与

原罪はアダムから「受け継がれる」。しかし、自分が犯したわけではない罪の責任を問われるのは明らかに不当と感じられたが、*In quo* (= *in Adamo*) *omnes peccaverunt* (アダムにおいてすべての人が罪を犯した) という (謎の人) アンブロシアステルのローマ書 5 章 12 節の釈義がアウグスティヌスに受け継がれ、「可能態」としてアダムのうちにすでに存在していた「すべての人」がアダムと共に罪を犯したのだから、「すべての人」は原罪を犯した「共犯者」だと強弁された。「可能態」というのは、次のような意味である。「どんぐり」はまだ「樫の木」ではないが、やがて樫の木になるすべての要素を内包している。同様に、アダムの子孫はまだ現実には存在していないが、やがて一人一人、現実存在するようになる。だから、可能態のままであったにしても、「すべての人」が「アダムの共犯者」なのだ。

しかし、この *in quo* (彼において) というラテン語の句は、「エプ・ホー」(……なので) というギリシャ語の誤訳であった。そこで、「原罪論は誤訳に基づいていた」という非難が、今も昔も原罪論の批判者から向けられてきた (例えば、W・H・C・フレンドやエレヌ・ペイゲルス)。しかし、わたしの論文、*The Doctrine of Original Sin* は、「この箇所は、この誤訳の方が、パウロが 5 章 12 節以下で論じている論旨に適っている」ということを示そうとした論文である。

五 自由意志の *de jure* な肯定と *de facto* の否定

アウグスティヌスは、最後まで人間には自由意志があると強弁した。

そうでないと、人間の責任を問うことができなくなるからである。だから、「原罪によって、人間の自由意志はいちじるしく損なわれ、自ら進んで善を選択する力は失われたが、悪を選択する自由は依然として残っている」(*de jure* な肯定) と語った。しかし、これでは、結局のところ人間は常に悪を選択するのだから、事実上 (*de facto*) 自由意志はないことになる (*de facto* の否定)。結局のところ、この曖昧さが問題であった。

六 比喩ではなく歴史、パラダイムではなく起源

3 世紀最大の神学者オリゲネスは、聖書の比喩的解釈の天才であったが、創世記 3 章のあの物語を比喩として論じ、アダム (ハ・アダム) というヘブライ語は普通名詞で固有名詞ではないので、あの物語は、「神の前でのすべての人間の原風景」であるという趣旨の説明をした。つまり、人間は誰しも、「あなたはどこにいるのか」(3:9、口語訳) という神の問いの前に立たされている実存状況にあるのだ、というのである。ちなみに、「ハ・アダム」が「人」から「アダム」へと訳語が変えられるのはどこからか調べてみると、口語訳では 4 章 25 節からであるが、新共同訳では 3 章 8 節からである。どこから「アダム」という固有名詞になるのか (つまり、個人の問題になるのか) は、この箇所の釈義に重大な影響を与える。皆さんが日頃読んでいる日本語訳で、「どこから、『人』が『アダム』になっているのか」確認されると思います。(分かる範囲だけですが) 日本語以外の言語でも調べましたが、結果は実に様々でした。

しかし、(何と死後はるか経って、アレクサンドリア教会会議で 400 年に、コンスタンティノポリス公会議で 553 年に) オリゲネスに対する異端宣告が行われたので、オリゲネスのこの比喩的釈義は闇に葬られ、近・現代になってようやくよみがえる。ルターも、創世記を字義通りに受け取って、最後の著作 (講義録) 『創世記講義』(1535 年から 1545 年) を「われわれは、世界が 4000 年前に創造されたことを創世記から知っている」という言葉で始めていた。このように、創世記 3 章の物語を「歴史記述」として見る、それが原罪論の一要因である。

こうして、アウグスティヌスの原罪論は、こうした諸要因が組み合わされて構成された水も漏らさぬ息苦しい教理となったのです。

原罪論は人間の底知れぬ罪深さを示す教理的意図を持っています。パウロ、アウグスティヌス、ルターは、その罪の正体を垣間見た教理史上希有な3人で、人間が罪の虜になっている事態を非常に強く認識していました。

義認論と原罪論

義認論は原罪論という前提の上に成立しました。ですから、義認論の力強さは、罪認識の深さに正確に比例しています。原罪論は罪意識の理由を説明する教理だからです。逆に言えば、罪認識が希薄になればなるほど、義認論の輝きは薄れます。なぜなら、「義認」という観念は、「罪の赦し」を中心とした概念群で成立しているからです。罪意識が希薄になれば、「罪の赦し」の「有難味」も薄れます。

義認をめぐる議論が本格的に始まったのは、アウグスティヌスとペラギウス主義者の論争の際でした。アウグスティヌスは原罪を前提に義認の教理を明らかにしていきました。ペラギウス主義者は原罪を否定し、原理的に言えば、人間は罪を犯さないことができる、なぜなら、神は人間をそのような者として創造したからである、と主張しました。それにもかかわらず、人間が罪を犯すのは、アダムを模倣するからである、と主張しました。

ペラギウスは、信じられないかもしれませんが、「信仰のみによる義認」という主張をしました。何やら、後のルターの主張を先取りしているように響きます。しかし、内実はまったく違います。まず、ペラギウスの本文を見ることにしましょう。以下の本文は、日本語によるペラギウス神学の本格的な研究としては、おそらく初めての著作である山田望氏の『キリストの模範……ペラギウス神学における神の義とパイディア』（教文館、1997年）からの引用です（傍点は鈴木）。

彼らは、神が信仰のみによって義としてくださることを知らず、守るこ

とを知らなかった律法の業によって自分たちを義しい者であると見なし、罪人であったと思われぬように、自らを罪の赦しに服させようと望まなかった（『ローマ書注解』10：3）。

信仰のみが異邦人を救うのでなければ、私達も救われません（『ガラテヤ書注解』2：17）。

もし私に恵みのみで十分でないとするれば、恵みは投げ捨てられるのです。もし律法が義とすることができたなら、キリストは無駄に死んだこととなります（『ガラテヤ書注解』2：21）。

誰も律法を守ることができないので、それゆえ、信じる者は信仰のみによって義とされると思われたのです（『ガラテヤ書注解』3：11）。

聖書がすべての人を罪の支配下に閉じ込めたのは、まさしく信仰のみによって、信じるすべての人が救われる必要があったのです（『ガラテヤ書注解』3：22）。

あなた方がキリストを信じたその信仰のみによってユダヤ人も異邦人も同等なのです（『ガラテヤ書注解』3：26）。

彼らはつまずきになります。なぜなら私は、信仰のみにおいて十字架の救いがあるのだと言っているからです（『ガラテヤ書注解』5：11）。

もしあなた方が、まさしく義しい者たちによって受け入れられるあの聖霊を、信仰のみによって受け取ったのであれば、律法の重荷や業なしに、あなた方が義しい者であることは確実です（『ガラテヤ書注解』3：5）。

以前の生活の功績によってではなく、信仰のみによってあなた方は救わ

れました。しかし、信仰なしにはありません（『エフェソ書注解』2：8）。

（この世に予定によって）人が他の方法によって救われるのではなく、キリストへの信仰のみによっていつ救われるのかをあらかじめお決めになったのです（『エフェソ書注解』3：11）。

ペラギウスが、ペン先が滑って「信仰のみによる義認」と書いてしまったのではなく、自覚的に「信仰のみによる義認」を説いているのは、これだけの引用があれば十分に明らかでしょう。

山田氏は次のように主張します。「ペラギウスによれば、キリストは『人間的なもの』として人間を拘束している律法を廃棄し、いかなる律法の功績によらずとも無条件に、ただ信仰のみによって不敬虔な者の罪を赦し、義と認めると共に聖霊の恵みを注いだのである。この点に関する限り、ペラギウスが、パウロの根本主張（つまり、信仰による義）を正しく受け継いでいることはいささかも疑いえない」（『キリストの模範』146頁、括弧内の補足は鈴木）。本書出版の際に荒井猷氏が書いた推薦文には、ペラギウスは「パウロの信仰義認論の正当にして正統な継承者である」と記されています。

しかし、これは全面的な誤解です。このような誤解を批判したわたしの文章を『ルター研究』第9巻（2004年）から引用します（143-147頁）。

ペラギウスによる義認理解の内実

言葉遣いの上で見ると、ペラギウスが確かに「信仰のみによる義認」の神学者であることは、認めねばならない。ここで「信仰のみによる義認」というフレーズを考えると、「信仰のみによる」と「義認」という二項目から出来上がっていることが分かる。「信仰のみ」とは、「信仰以外のものをいっさい必要とせず」という意味以外ではありえない。律法も、業も、功績も排除され、何であれ他のいっさいが排除されている。「のみ」とはそういうことだからである。

他方、「義認」（ペラギウスの言葉では *iustificatio*）は、そのラテン語に

はかつて「宣義」（義と宣言する）、「義認」（義と認める）、「義化」（義となる、義とされる）、「成義」（義となす）など、様々な訳語が与えられていたように、「信仰のみによる」という言葉とは違って、一義的ではない。つまり、「義認」という表現がどのような内実を指して使われているのかを検証しなければ、「ペラギウスが、パウロの根本主張を正しく受け継いでいる」かどうかは、「いささかも」明らかではないのである。同じ *iustificatio* という言葉を使っているが、等しく「義認論の神学者」であったアウグスティヌス、ルター、カルヴァンの間でも（つまり、同じ思想系列に立つ神学者の間でも）、*iustificatio* という言葉が持つ意味合いには微妙な違いがあったからである。

いわゆる「初めの義認」

「ペラギウスは……信仰のみによる義を……信仰に入って間もない初心者に妥当するいわゆる『初めの義認』として位置づける」（『キリストの模範』147頁）。この点についてペラギウスは次のように語っている。「心を入れ替えつつある不敬虔な者を信仰のみによって神は義とするのであって、良い行いによってではありません。善行などまだ行っていなかったからです。そうでなければ、その人は不敬虔な行いによって罰せられねばなりません。同時に、信仰によって義とされるのは、少し前に信じ始めたばかりの不敬虔な者であると主張したことにも注意しなければなりません」（『ローマ書注解』4：5）。つまり、「受洗の際に授けられる信仰のみによる義認とは、過去に犯した罪が、いまだその罪の克服のためにいかなる功績を為していなくとも、その罪からの解放を願って悔い改め、キリストに従おうとする新たな決断を下すだけで赦されることを意味する」（『キリストの模範』147頁以下）ことになる。

ここではっきりしていることは、ペラギウスが言うところの「義認」とは、信仰者としての生き方の「入り口」の問題であるということである。「信仰のみによる義認」が適用されるのは、「心を入れ替えつつある不敬虔な者」「少し前に信じ始めたばかりの不敬虔な者」（だけ、今回加筆）である。つまり、キリストの福音を聞き、キリストを信じるようになった人は、

キリストを信じるというただその一点によって、キリストを信じる前に犯し、積み重ねて来た罪の赦しを得る、ということである。そして、無代価で（つまり、何の善行もなく、何の功績がなくても）信仰のみによって受け取るその義認は、具体的には「信じて洗礼を受ける」ときに与えられるのである。つまり、キリストを信じるようになる前に犯し、積み重ねて来た罪業（言い換えれば、負債）が、信仰のみによって洗礼を受けることにより帳消しにされる（言い換えれば、御破算になる）、ということである。比喩的に言えば、ペラギウスが意図しているのは、霊的「徳政令」、つまり、「借金の棒引き」である。

これによって、信仰のみによって義とされた「信じ始めたばかりの人」は、「不良債権を処理して、借金ゼロの状態」から信仰者としての生活を始めることができるのである。その際に必要なのは、「信仰のみである」というのが、ペラギウスが言うところの「信仰のみによる義認」の内実である。

さらに言い換えれば、「少し前に信じ始めたばかりの不敬虔な者は」、不勉強の必然的な結果である「不可だらけの内申書」を破棄されて、無試験で、しかも正式に、神の大学に入学が許される、ということである。だから、ペラギウスのいう「信仰のみによる義認」とは、信仰生活の「入り口」の議論であり、もう少し突っ込んで言えば、「入り口」の議論でしかないのである。

義の模範としてのキリスト

だから、「無試験、無条件での入学」という戯画を使えば、重要なのは「入学後の勉強」（功績の積み重ね、今回加筆）であり、「目標達成後の卒業」（聖化、今回加筆）ということになる。山田氏によれば、ペラギウスの神学の基軸をなしているのは、ギリシャ哲学からギリシャ神学者に受け継がれ、キリスト教的な変容を遂げた「神的パイディア（教育）」という概念である。この点はまず間違いがない。「ペラギウスは、ギリシャ教父同様に、このパイディアという基本的骨組みを継承し、この骨組みに従って自らの神学を展開させている」（『キリストの模範』70頁）だけでなく、「より具体的に、神的パイディアの力動的な働きを表現するために、模範と模倣という概念を他の教父以上に多用する」（同書71頁）。だから、「信

仰のみによる義認」を「無試験、無条件の入学」にたとえた比喩は、それほど不適切ではないことになる。

そこで、「信仰のみによる義認をペラギウスは、信じ始めて間もない不敬虔な者に妥当すると見なし、受洗後はキリストにならって隣人愛を実践するよう強く勧告する」（同書157頁）。ペラギウスにとって真に重要なのは、「受洗後」のことなのである。ここで機能するのは、「模範としてのキリスト」であり、義とされた信仰者がその模範を模倣することである。「模倣」という概念はペラギウスの神学のキーワードである。人間が罪を犯すのは、「アダムを模倣する」からであり、人間が（究極的に）救われるのは、「キリストを模倣する」からである。「アンブロシアステルは（しかし、アンブロシアステルだけでなく、その後のアンブロシウスもアウグスティヌスも）、ペラギウスのように、人はアダムを模倣することによって罪を犯す、とも主張しない」（『キリストの模範』153頁、括弧内は鈴木による）。アダムの罪を模倣することによって墮落した人間（永遠の断罪に値する負債を負った人間）は、信仰のみによって洗礼を受けることにより義とされ（負債ゼロの出発を許され）、義の模範であるキリストを模倣することによって救われる、というのがペラギウスの主張なのである。（だから、本書のタイトルは『キリストの模範』なのである。今回加筆）。

無論、そのような主張が行われる前提は、それが（つまり、「キリストを模倣することが」、今回加筆）事実として可能であると考えられることである。「キリストの模範は……罪と死を克服する可能性を示し、その希望を人間に授ける模範である」（同書151頁）。ここでは、義認の領域で機能していた「贖い主」としてのキリストは、「ロールモデル」としてのキリストに転化している。ペラギウスの理解では、「信仰のみによって義とされた」人間は、墮落以前のアダムと同じ状態に立ち帰る。だから、再びアダムを模倣しないためには、模倣すべき模範としてのキリストがいっそう重要になる。

ずいぶん長い引用をしましたが、ペラギウスの神学では、「信仰のみによる義認」は、信仰生活の「入り口」でしかないのです。つまり、積もり積もっ

た借金を免除してもらって、「負債ゼロの状態」に立たせてもらうということであって、決定的に重要なのは、「模範としてのキリストを模倣する」ことにあります。それは、罪を犯す前のアダムの状態へと立ち戻ることを意味しています。それは、原罪の全面的否認であり、人間はキリストを模倣することによって、罪を犯さないことができるという可能性の全面的肯定ということです。

他方、パウロ、アウグスティヌス、ルターと継承された「信仰による義認」とは、「救いの出来事全体」を指し示す言葉です。パウロの場合も、アウグスティヌスの場合も、ルターの場合も、「信仰のみによる義認」、言い換えれば「恵みのみによる救い」は、人間の底知れぬ罪性を前提にしています。それは、「わたしはなんと惨めな人間なのでしょう。死に定められたこの体から、だれがわたしを救ってくれるのでしょうか」（ローマ 5:24）というパウロの嘆きに典型的に示されている痛切な自己理解です。アウグスティヌスが説いた原罪論は、その底知れぬ罪性を明らかにしようとした努力です。

アウグスティヌスの遺産

アウグスティヌスは晩年になると過激な主張をするようになりました。二つの教理、「予定論」と「原罪論」がその典型です。どちらも「運命論」のような響きがしたのです。「天地創造に先立って神はある人を救いへとある人を滅びへと予定した」というのが予定論ですから、「宇宙論的運命論」のような響きがします。「人間は罪を犯す苛酷な必然性のもとに立たされており、罪を犯さないことができない」というのが原罪論ですから、「生物学的運命論」のように響きます。

中世の西方教会にとって、このアウグスティヌスの二つの遺産は「負の遺産」のように思われたのです。そこで、その後の教会はその「処理」を行うことになりました。

まず、予定論ですが、アウグスティヌスの死後（430年没）100年経った529年に、西方教会は南フランスのオランジュに教会会議を開き（第二回オランジュ教会会議）、公式に（二重）予定論を断罪します。予定論は沈黙させら

れたのです。その際、オランジュ教会会議はアウグスティヌスの名前は伏せました。アウグスティヌスの権威が揺るぎなく確立していたからです。他方、この会議では、アウグスティヌスの原罪論は擁護されました。この会議の教令は、原罪論の擁護から始まっています。

しかし、原罪論は徐々に骨抜きにされていきました。アウグスティヌスの原罪論によって嬰兒洗礼の神学的正当化が行われると、洗礼は事実上、すべて嬰兒洗礼となります。洗礼の理解は、かつての終末論的緊張が薄れて、「罪の洗い流し」という理解が中心になりました。

嬰兒洗礼はアダムから受け継がれた原罪を洗い流します。洗礼によって原罪とそれに伴う罪過はすべて洗い流されます。そうでなければ、「洗礼の有効性」に疑義が生じますから、どうしても「すべて洗い流される」と言わざるをえないのです。その結果、原罪は嬰兒洗礼に封じ込められ、そこで解消されるということになります。

こうしてアウグスティヌスの危険な二つの教理、予定論は公式に沈黙させられ、原罪論は骨抜きにされることになりました。これが、「穏健化されたアウグスティヌス的伝統」となって後世に受け継がれます。中世西方教会にはときどき、「急進的」アウグスティヌス主義者が現れて、とりわけ予定論を唱えて、「穏健な」アウグスティヌスに異議申し立てをしましたが、すべて異端者として抑圧されました。そうした急進的アウグスティヌス主義者たちの系譜の最後に、とりわけ過激なアウグスティヌス主義者が現れました。それが、ルターとカルヴァンでした。以前とは違って、カトリック教会は、社会状況の変化によって、この二人の「急進的アウグスティヌス主義者」を葬ることができませんでした。その結果、ルターは骨抜きにされていた原罪論を強化し、カルヴァンは沈黙させられていた二重予定論を復活させたのです。宗教改革は「アウグスティヌスの教会論に対するアウグスティヌスの恩恵論の究極的勝利」と言われることが多いのですが、別な言い方をすれば、穏健なアウグスティヌスに対する急進的アウグスティヌスの異議申し立てだった、と指摘することができます。繰り返しになりますが、一方は沈黙させられ、他方は骨抜きにされていたアウグスティヌスの危険な教理（予定論と原罪論）が突然隆起したのが、宗教改革だったのです。

原罪論の沈黙

予定論と原罪論にはアウグスティヌスの生前から批判が向けられていました。その先端にいたのが、ペラギウス主義者でしたが、「正統派」と思われたグループの中にも批判者がいました。アウグスティヌスの恩恵論には全面的に従っても、運命論的に響く予定論と原罪論には批判的だったのが、「セミ・ペラギウス主義者」と呼ばれるグループでした。

しかし、ルター以後、啓蒙主義時代になると、原罪論に対する批判が高まってきました。背景は、ルターが前提にしていた人間理解と啓蒙主義以後の人間理解とが決定的に乖離したからです。

一例を挙げましょう。「人間の尊厳」という言葉です。今日では誰もがそう言います。しかし、ルターにはそういう言い方はできなかつたでしょう。「尊厳」という言葉は、ルターにとっては排他的に神に属す特性だったからです。また、1776年のアメリカの「バージニア権利章典」から始まり、1948年に国連が採択した「世界人権宣言」に至るまで、(フランスの「フランス人権宣言」が有名ですが)各国で公布された一連の「人権宣言」には、啓蒙主義時代以後の人間理解が明確に記されています。そして、そうした宣言に表明された人間理解は、今日広く共有されるようになっていきます。

そこで表明されている人間理解が、原罪論とは相容れないのは、そうした文章を一読すれば明らかです。原罪論の沈黙の背後には、「人権宣言」に表明されている人間理解が広く共有されるようになったという事実があります。ルターによって強化された原罪論は、「四面楚歌」の状態に置かれているのです。わたしは日本で6年間、アメリカで4年間、神学を学びましたが、どちらの神学校もルター派の神学校でした。しかし、この10年間、クラスやゼミの中で原罪が主要テーマとして取り上げられたことは、一度もありませんでした。沈黙はルター派の神学校にも及んでいるのです。冒頭に記したヴォルツ博士の「いまだき大まじめに『原罪』を論じる人はあなただけです」という言葉は忘れられません。原罪論が沈黙を強いられた結果、まだ顕著ではないにしても、義認理解にも微妙な変化が生じているように感じられるのです。繰り返しますが、信仰義認論の前提は、原罪論だったのです。後の時代に、20世紀

の教会を論じるどんな書物も、エキュメニズム運動や第二バチカン公会議を取り上げるでしょうが、同時に20世紀は「罪が見えなくなった」時代としても語られるでしょう。*The Doctrine of Original Sin*では、「罪が見えなくなった時代」を論じた何冊もの書物を取り上げました。

わたしは、この講演のタイトルを「今、再び罪について考える……原罪論をめぐる奇妙な沈黙」としましたが、この沈黙は実は「奇妙」でも何でもないのです。その背後には人間理解の決定的な変化があったということなのです。それは、「当然の」沈黙なのです。

ここで、『ルター研究』第9巻(2004年)に書いた「少し長めの前書き、あるいは、義認論をめぐる環境の変化」という一文から、一部を引用したいと思います(18頁以下)。

「義認の教理の前提はアウグスティヌスの人間論の強固な再主張であった」というペリカンの命題は、「義認論の前提は原罪論であった」という意味であり、義認論の神学者ルターは、何よりもまず「原罪論の神学者」であり、「原罪論を強化した」ことが義認論の再発見の糸口であった、という意味である。心理学的用語を使えば、義認論は罪認識の深刻さを前提にしておき、罪認識の深刻さに対応する教理なのである。言い換えれば、義認論は、原罪論という前提を失うと、その教理的インパクトも、そしてとりわけ、その心理的インパクトも失われるのである。

そして、現代は伝統的原罪論も、ルターによって強化された、言い換えれば再解釈された原罪論も、もはや公然と主張することが難しい時代なのである。原罪論が前提にしている人間理解は、もはや人々の共鳴を呼びえなくなった。ルターのキーワード「神の尊厳」は後退し、「人間の尊厳」が声高に語られる時代なのである。その兆候はいたるところに見られる。神学の領域にもその勢いは浸透している。その直接的兆候は、「罪が見えなくなった」ということである。「原罪論という教会の教理は、現在、非常に深刻な困難を引き起こしている。この伝統的教理は、現代人の精神に大きな不安を引き起こす。その事実については、説明は不要である。この思想領域では、静粛に回転してきた伝統教理の車輪に現代哲学が大きな輪

留めを挟み込んだ」(S. Trooster, *Evolution and the Doctrine of Original Sin*, New York, Newman Press, p. 1)。似たような嘆きの文章は、いくらでも引用できる。「輪留めを挟み込んだ」でいるのは、何も「現代哲学」だけではない。文字どおり、この教理は「四面楚歌」の中に置かれている。しかも、「伝統的な原罪論」だけでなく、総じて罪が見えなくなったのが現代なのである。「第二バチカン公会議」の時代として記述されるであろう 20 世紀は、「罪が見えなくなった時代」としても、記憶されるであろう。そして、当面、その状況に変化が見られる兆しはない。

義認論がその前提である原罪論を失ったこと、言い換えれば、罪認識がかつてなかったほど希薄化したこと、再度言い換えれば、「脱アウグスティヌス的環境」の中に義認論が置かれるようになったこと、それが義認論をめぐる第三の環境の変化である(第一と第二の環境変化は省略)。そして、それこそが、義認論にとって、致命的な意味を持っているのである。それは、無論、義認論の再度の再解釈が要請されているということである。ここで、中世後期の西方という環境の中で、信仰義認論があれだけの輝かしさをもって現れたのに匹敵するような再解釈はどこから出て来るのだろうか。まだまだ、模索が続くように思われる。

わたしの関心は常に、「注目され、大いに論じられている」テーマではなく、「関心が失われ、語られなくなった」テーマにありました。その中でも、「原罪論の沈黙」は、最も大きな関心を寄せたテーマでした。そのことを改めてお話しする機会を与えてくださった福音主義神学会に感謝申し上げます。わたしにも今のところ、回答はありません。わたしがお話したのは、義認論が直面している現状とその背景だけです。ここには神学生の方々が多く来ておられるとお聞きしました。どうか、一生懸命に勉強なさってください。そして、いつの日か突破口を見つけて、わたしにも教えてください。

きょうはありがとうございました。

(ルーテル学院大学ルター研究所・所長)